

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

委員会審査のため、明十一日から二十一日までの十一日間休会いたしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって明十一日から二十

一日までの十一日間休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月二十二日午前十時から開きます。

○議長(貫井喜代次君)

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十四分

散会

第三回福生市議会

定

例

会会議録(第十三号)

昭和五十一年 九月二十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松山 清 君
三番	原田生也 君	四番	村野武男 君
五番	森田治男 君	六番	村尾栄次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山崎良之助 君
九番	竹田政勝 君	十番	指田保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫井喜代次 君
十三番	川窪清一 君	十四番	田村市郎 君
十五番	小林菊三 君	十六番	小堺仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	東田正治 君

議百十七

陳二

請三

議
百十一

詩
百
十
二

言百十三

議百

第三定
(第三日)

議百十六

十九番 大野行夫 君

二十番 宮次良一 君

二十一番 高波 忠 君

二十二番 末次性男 君

二十三番 岩田 博 君

二十四番
塩野鉄之助
君

一 欠席議員は次のとおりである。

た
し

一 欠員は次のとおりである。

な
し

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議會事

古谷徳男君

議事 係長

市川昭利君主事補尾野幸恵君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君
助役 篠崎俊夫 君

橋本孝蔵君
教育長
町田倍二君
収入役

秘書職
員果長
齋藤多市
君
庶務
課長
乙津宗吉
君

員課長

企画財
政課長
上野重勝
君
環境保
全課長
森田
猛
君

經 濟 生 子 國 利 君
福 祉 事 務 所 長 八 木 房 雄 君

建設課長 木林 田 進 君 都市計画課長 内田 和雄 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

市民課長	田村忠雄	君	税務課長	島田猛	君
下水道課長	須崎進	君	用地課長	黒田登	君
水道事務所長	高水求	君	会計課長	石川和夫	君
教育委員庶務課長	浅見裕康	君	教育委員学務課長	古谷正夫	君
教育委員会教育課長	小野光朗	君	選挙管理委員会事務局局長	井上久男	君

日程第一 議案第一百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第一百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第一百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四 議案第一百四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五 議案第一百五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六 議案第一百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第四号) (審査報告)

日程第七 議案第一百十四号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区

画整理事業会計補正予算(第二号) (審査報告)

日程第八 議案第百十五号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号) (審査報告)

日程第九 議案第百十六号

(審査報告)

日程第十 議案第百十七号

市道路線の認定について (審査報告)

日程第十一 議案第百十八号

中央幹線支線排水路新設工事(第一工区) 請負契約

日程第十二 議案第百十九号

中央幹線支線排水路新設工事(第二工区) 請負契約

日程第十三 議案第百二十号

仮称福生市本町地区学習等供用施設建築工事請負契約

日程第十四 議案第百二十一号

仮称福生市熊川地区学習等供用施設建築工事請負契約

日程第十五 議案第百二十二号

福生市教育委員会委員の任命について

日程第十六 議案第百二十三号

福生市教育委員会委員の任命について

日程第十七 請願第四号

自主課税による税負担の不公平是正と税制改革による減税に関する請願書

日程第十八

閉会中の継続審査申し出について

日程第十九

特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

(古谷議会事務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、請願の受理について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 本日の議会運営については、議会運営委員会において

検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 九月十八日午前九時から、第三回定例会第三日

目の議会運営について検討いたしました結果について報告いたします。

本日の日程はすでにお手元に御配付のとおり、第二目に各常任委員会に付託されました議案の審査報告と、新たに長から提出された工事と人事の同意案件並びに請願で、ほかは閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査でございます。

新たに提出された議案等の取り扱いとしては、請願を除き工事の早期着手、又教育委員会の運営上の面から、それぞれ即決をお願いすることにし、工事契約中に一部一括上程のものもございまして、御協力をお願いいたします。又、補正予算第四号の民生費中の児童手当のことについて、理事者側より答弁の訂正の申し出がございましたので、日程に入る前に行うことといたしました。なお、理事者側より全員協議会の申し出がございましたので、全日程終了後に行うことと委員会は承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上のとおりでございますが、九月定例会最終日の議事が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(貫井喜代次君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) この際理事者側より、過日の本会議における答弁の一部訂正につき、発言の申し出がございましたので、これを許します。

○福祉事務所長(八木房雄君) 過日の本会議第二目におきまして、昭和五十九年度一般会計補正予算第四号の歳出ニページ、款民生費項児童福祉総務費目一児童福祉総務費節二十扶助費の明細につきまして、関

議員さんからの御質問で、私の答弁中、「今回の条例の関係でお願いしてありますのは七十二万五千円、三百八十一万五千円は国の分であります」と、このように申し上げましたが、次のように御訂正くださるようお願い申し上げます。

「国負担分三百二十九万九千六百六十六円、都負担分七十二万五千六百六十七円、この中には条例改正分二十一万円が含まれております。市負担分五十一万五千六百六十七円、計四百五十四万円でございます。」

以上、深くおわび申し上げます。訂正方お願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で発言は終わりました。お諮りいたします。

ただいま発言がありましたとおり訂正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 ようて発言のとおり訂正することに決定いたしました。

(二十行抹消)

○議長(貫井喜代次君) これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一議案第百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

すでにお手元に議案書が送付されておりますので、議案審査報告書の朗読を省略させていただきます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

議案第百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補

賛成
議百一
反対討論
賛成討論
議百二
反対討論
賛成討論
議百三
賛成討論
議百四
賛成討論
議百五
賛成討論
賛成討論
議百十三
賛成討論
賛成討論

足説明をさせていただきます。

本条例改正は保険料の減額規定でありまして、低所得者の前年度の所得がある一定基準以下の者に対して、均等割り、平等割りを四〇％ずつ減額するといふものであります。この基準となる被保険者一人についての条例金額が、地方

税法の施行令が改正になったことに伴い、市条例第十八条の二第二号中の現行の十三万円を十四万円に改めようとするものでございます。この改正による減額分につ

いては約二百世帯で六十万円程度になると思われるが、この減額分については国の調整交付金で補てんされることになっているとの説明が行われた後、質疑に入り

ました。全員異議なく本案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百一号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百一号 福生

市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二 議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第百二号 福生市手数料条例の一部を

改正する条例について、本審査報告についてはお手元に御配付してある審査報告書のとおりであります。この朗読を省略させていただきます、その審査の主な

内容を申し上げ、補足説明いたします。

(議審査報告書 朗読省略) 別添参照

本条例は、市役所窓口において扱っております各種証明に対する手数料を改正しようとするもので、さきの本会議における本案の提案説明の中で都二十三区、都下二十六市等の値上げ等の状況について説明があり、御承知のことと存じます。五十年度的における諸証明の一日の平均件数、委任状による印鑑証明の件数、又、トラブルの有無、都内二十三区で実施している印鑑登録手帳を当市でも実施する意思があるか等の質疑があり、これに対し五十年度的における諸証明の一日の平均件数は二百十八件で、この中で特に多いのが印鑑証明の一日

日平均百十三件、次に住民票、戸籍関係の順となっている印鑑証明の中で委任状によるものは約二十件である。トラブル等については皆無を期して今後一層努力

カしていく。都内二十三区等で実施している印鑑登録手帳については、一世帯で数多く印鑑証明を必要とする場合には便利であるが、手帳という安易感から紛失による再発行が多いようであり、不正使用防止対策としても完全ではなく、現行の方法でいきたいとの答弁がありました。

なお、窓口事務に関連し、昼休みにおける窓口事務の実施についての質疑がありましたところ、本件については現在組合側と協議を重ねており、十月には実施できるよう努力しているとの答弁がありました。

本案について可決を諮りましたところ、委員中より、これらの手数料は市町村の固有事務であり、今回の値上げは見送るべきであるとの意見が出され、本案について起立により採決したところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。
二番 松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君)

議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例に

ついて反対討論をいたします。

本条例の改正は、各種手数料を従来の二倍ないし二・五倍に値上げしようとするものであり、これによって初年度百八十万円、平年度四百三十万円ほどの増収を図ろうとする公共料金の値上げの一つであります。市民の利用回数から見ても一世帯当たりの負担増は年間三百円弱程度であります。金額が少なからといって値上げが許されていいものではないと思います。

なお、今回の値上げは本質的に見るならば、地方財政危機の中で、政府が地方

財政危機を招いた政府自身の責任を全くはおかばりをし、超過負担の解消や交付税率の引き上げなど、根本的な解決をすることなく、値上げへの転嫁で切り抜けようとしております。これらの具体的な政府の各自治体への指導として、ことしの一月に自治省財政課長名の各都道府県あての内簡がその方向を端的に示しております。

内簡は歳入に関して、使用料、手数料の引き上げをこれまで以上に強く具体的に迫っており、保育料、家賃、授業料の値上げなど、各種の使用料、手数料の一斉引き上げを要求いたしました。この政府の方向に沿って、各市においては値上げが行われ、又、当市におきましても四月からの保育料の値上げとともに、今回の手数料の値上げが提出されておることは明白であると思います。このように政府の値上げを迫る方向に立ち向かうことなく、住民に負担を転嫁することは、私どもといたしまして許せません。又、財政危機の中で、自主財源確保の一つとして、私ども共産党としては大資本の固定資産税の不均一超過課税などを提案しておりますが、これらの実施について真剣に研究し、実施すべきであらうと私は考えます。